

「岐阜県海洋ごみ対策地域計画中間見直し（案）」に対する県民意見募集で寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間：令和7年12月15日（月）から令和8年1月13日（火）まで

意見人数（件数）：2名（9件）

No	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応
1	15	<p>4 県内の散乱ごみ等の現状と課題</p> <p>自然物以外のごみは日常生活から発生するものがほとんど</p> <p>道路工事、河川工事その他工事による仮設構造物などや 交通事故による破損品の交通事故処理後の不十分な清掃（歩道は全く清掃しない）、特に工事看板、カラコーン（個人設置や民間設置など工事以外も含む）の破壊誤の放置など 道路のポストコーンなどの道路付属物などの事故後の放置も多いと感じるので記載していただきたい。</p>	<p>ご指摘につきましては日常生活で発生するごみに含まれるものとしております。なお、県では、安全で円滑な交通の確保を図るため、全ての管理道路を対象に1週間に1度以上道路パトロールを実施しております。また、道路利用者からの通報等があれば、その都度対応しております。</p>
2	17	<p>出典：河川ごみ実態調査結果（令和7年3月）</p> <p>17ページ② 対策実施状況 19ページ③ 環境に関する県民意識</p> <p>「何をどう行動すればよいか分からない」「行動による効果が実感できない」</p> <p>心理的ハードルが高いことがあるとおもいます。また衛生上汚いものを触ることに抵抗がある。また個人で回収できないゴミもあるでしょう。岐阜県ではアプリによるゴミの個人ボランティア清掃の滑動がされているがここにも記載し紹介するほうが良いと思う。また、そのアプリではゴミの発見を通報できるシステムもあり、ごみの発生場所、不法投棄の多い箇所の把握等にも広く県民に活用してもらうことでポイントを押さえたゴミ回収に寄与する。アプリ通報での利用も拡充してはどうか。これにより行政及び委託者への回収作業の効率化省力化が図れるのではないかと。</p>	<p>当県において、ごみ拾いSNSのアプリを活用し、県内の清掃活動の見える化として人数及び拾われたごみの数を公表しているところですが、同アプリの不法投棄通報管理システムは未導入となっています。</p> <p>いただいたご意見をもとに、他自治体の活用事例等を踏まえつつ、検討してまいります。</p>

No	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応
3	21 24	<p>21ページ（2）課題② 重点的・モデル的なレジヤ系ごみの対策 24ページ（2）河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみへの重点的・モデル的な対策</p> <p>この計画のうしろの方に詳細が書かれていましたが 重点地区選定の基準について記載したほうが良いと思います。今回はレジヤ地区に重点的に選定したことは見ればわかりますが記載してほしい。ここよりひどいのは本当は荒田川、境川、論田川、大江川、伊自良川等の都市部の河川が不法投棄・ポイ捨てが多いのでなぜこちらもやらないのかと思われると思うので明示していただいた方がよい。ひどいところ避けてると誤解されないように。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり文言を修正します。</p> <p>24頁 「そこで、県内の河川等及びその周辺でレジヤ等の社会的利用があり、地域の高い環境意識のもと、関係者が連携してレジヤ系ごみを含む散乱ごみ対策に取り組み、モデル的な取組として他地域への波及効果が見込まれるエリアを「重点モデル区域」に設定し、期間を定めたくえで重点的・モデル的な対策を推進します。」</p>
4	28	<p>「プラをPP、PEごとに分けるのはできないの 再利用できるものもある お茶は、カップで出てくるのもいいけど</p>	<p>プラスチックごみの排出については、市町村と連携して各市町村のルールに従った丁寧な分別を推進してまいります。</p>
5	29	<p>注釈32 分解し性質を持つプラスチック二酸化炭素と水にまで変化する これは、食品カスの回収につかえるの（食べ残しを除く、感染性あるのは焼却処分可 問題ない）事業系から</p>	<p>注釈32はプラスチック製容器包装・製品の原料に関する説明となります。引き続き、環境に配慮した製品として、生分解性プラスチックを原料としたプラスチック製容器包装・製品について普及を推進してまいります。</p>

No	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応
6	30	<p>② 製品等の適正な管理 農林水産業関連団体や商工会</p> <p>これに加え建築土木業関連団体、交通事故については当事者及び警察、道路管理者、委託業者が清掃を行い河川等への流出飛散に極力務める方がいいと思います。</p> <p>文章にすると「県及び市町村は管理者等に対して、土地の適正管理等に必要な助言及び指導を行うとともに、農林水産業関連団体や商工会、建築土木業関連団体、交通事故については当事者及び警察、道路管理者、委託業者と連携し、資材等の飛散流出防止措置を働きかけます。」</p>	<p>海岸漂着物等処理推進法第11条において「事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。」とあるのに対し、現計画では「農林水産業関連団体や商工会等」と対象が限定されているようにみえることから、ご意見を踏まえ、以下のとおり文言を修正します。</p> <p>「県及び市町村は管理者等に対して、土地の適正管理等に必要な助言及び指導を行うとともに、農林水産業関連団体、<u>商工会及び関係事業者等</u>に対し資材等の飛散流出防止措置を働きかけます。」</p>
7	31	<p>半ば麦にしたら洪水対策にもなる ひでり イセうどんで比較的食べやすいと思うが、きしめんも流行ってる</p>	<p>31頁に掲載している、水稲用の脱プラスチック肥料の開発・普及に向けた連携の取組について、今後も動向を注視してまいります。</p>
8	39	<p>コラム⑯森林整備における流木対策の取組</p> <p>間伐材についてコラムに入れていただきたい。</p> <p>20年ほど前間伐材の利用促進で色々なものに利用されておりましたこと記憶しております。この取り組みの継承と先進的な取り組みであったことPRされた方がよいと思います。今は時代が変わりF S C認証など利用が変化していることも記載されるとよろしいかと思ひます。</p>	<p>県では、間伐材も含めて県産材の積極的な利用を進めており、住宅・店舗等非住宅施設・木製家具・バイオマス燃料等様々な分野で利用されています。間伐材に特化した利用促進ではないことからコラム掲載は困難と考えますが、引き続き、間伐材も含めた県産材の利用と森林認証制度の普及を行ってまいります。</p>

No	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応
9	41	<p>散乱ごみ等の「見える化」の推進</p> <p>先ほども意見したアプリによるゴミ拾い滑動とともに 県民からのアプリ活用による通報もこの見える化にいらていただき回収の効率化 啓発に努めていただきたい。データ分析もより一層詳細にできると思います。</p>	<p>ごみ拾いSNSのアプリの不法投棄通報管理システムは未導入となっています。</p> <p>いただいたご意見をもとに、他自治体の活用事例等を踏まえつつ、検討してまいります。</p>